

特別徴収義務者 殿

令和2年5月

飯綱町長 峯 村 勝 盛

令和2年度町県民税の特別徴収義務者指定について

町県民税の特別徴収につきましては、日頃格別のご協力をたまわり、この制度の運営に多大の成果を収め、当町の発展にご尽力をいただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も、あなたを地方税法41条及び同法321条の4並びに飯綱町町税条例の規定により、令和2年度町県民税の特別徴収義務者に指定いたし、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、関係書類を同封いたしましたので、次項以後を参照のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

給与所得に係る町・県民税の特別徴収について

町・県民税の特別徴収とは

給与所得者の町・県民税を納めやすくするため、年税額を6月から翌年5月までの12回に月割りした税額を給与支払い者が毎月の給与を支払う際、差し引いて、事業所ごとにまとめて納入いただく制度です。

特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者をいいます。

この指定を受けることによって特別徴収の義務が発生し、「町県民税特別徴収税額通知書」によって毎月定められた税額（月割額）を給与から差し引いて納入していただくことになります。

特別徴収される者（納税者）

令和2年1月1日現在、飯綱町に住所を有し、令和元年中に給与の支払いを受けた人で、現在給与の支払いを受けている方は、勤務先で町・県民税を特別徴収されます。

特別徴収税額の通知

特別徴収の方法によって徴収するときは、5月31日までに特別徴収義務者及び納税者へ通知することになっています。

同封しました「納税者への税額通知書」はミシン線から切りはなして、納税者へ交付してください。なお、退職等の事由によって、交付不能のものについては、給与所得異動届出書に添えてお返してください。

「義務者用台帳」は徴収義務者が保管して、事務処理にご利用ください。

給与所得以外の所得の合算課税

納税者に給与所得以外の所得（営業、農業、不動産、配当等）がある場合は、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。

1. 町・県民税の特別徴収と事務取扱いについて

町・県民税の特別徴収については、次の要領により取扱ってください。

1 特別徴収と特別徴収義務者について（地方税法第321条の4）

特別徴収とは、給与支払者が給与を支払う際に納税者の町・県民税を徴収し、納入していただくことです。そして、この義務を負う者を特別徴収義務者といいます。なお、特別徴収義務者の名称変更等が行われた際には、別紙を御使用ください。

2 税額通知書の取扱いについて（地方税法第321条の4第2項）

- ・特別徴収義務者への通知……町・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）＜事務担当者が保管してください。＞
- ・納税者への通知……町・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）＜個人別にミシン線にそって切り離し、5月31日までに本人に渡してください。＞

※なお、退職等のため交付できない場合は「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に添えて至急ご返送ください。

3 特別徴収の方法と納期限（地方税法第321条の5）

「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」により、納税者の月割額を6月中に支給する給与から翌年5月に支給する給与までの12ヵ月間にわたり、毎月徴収し、下記の納期限までに納入してください。なお、6月分と7月分以降の月割額が異なっている場合がありますので、注意してください。

令和2年度特別徴収にかかる納期限

| 月別 納期 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 4月分 | 5月分 |
|----------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 納期限 | 7月10日 まで | 8月11日 まで | 9月10日 まで | 10月12日 まで | 11月10日 まで | 12月10日 まで | 1月12日 まで | 2月10日 まで | 3月10日 まで | 4月12日 まで | 5月10日 まで | 6月10日 まで |

4 給与所得以外の所得の合算課税（地方税法第321条の3第2項）

納税者に給与所得以外の所得がある場合は、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。

5 月割額の変更（地方税法第321条の6）

特別徴収税額は、年の中途で変更になる場合があります。この場合には、「町・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますから変更後の月割額により徴収してください。（月割額は、月により異なる場合があります。）

なお、

「町・県民税特別徴収税額の変更（決定）通知書（納税義務者用）」を本人へ交付してください。

6 退職、休職、転勤により給与の支払いを受けなくなるときの手続き（地方税法第321条の5第3項）

退職等により給与の支払を受けなくなるときには、必ず異動届出書を提出してください。異動届出書の提出を忘れずと退職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となり督促状が出る場合がありますので、異動届出書は異動事由が発生したその都度、すみやかに提出してください。

7 退職者等の未徴収税額の取扱いについて（地方税法第321条の5第2項ただし書）

(1) 退職等により未徴収税額があるときは、次により事業所で一括徴収してください。

- ① 令和2年6月1日から12月31日までの間に退職等の事由が発生した場合は、本人の了解を得て未徴収税額を給与等から一括徴収してください。
- ② 令和3年1月1日から4月30日までの間に退職等の事由が発生した場合は、本人の了解を必要とせず未徴収税額を給与等から一括徴収してください。
- ③ 一括徴収した税額は、徴収した月の翌月に毎月納入する特別徴収月割額に合算し、納入してください。
- ④ 異動届出書に一括徴収税額の納入月、その他必要事項を記入し、すみやかに提出してください。

(2) 一括徴収ができないときは、次によってください。

異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の「3 普通徴収」に○印をし、その他必要事項を記入のうえ、すみやかに提出してください。町では未徴収税額を普通徴収に切替え、納税者に通知します。

8 特別徴収税額を滞納したとき（地方税法第20条の4の2、第326条）

納期限までに納入されない場合は督促状が発付され、督促手数料100円がかかります。

特別徴収税額を納期限までに納入しなかった場合には、延滞金を徴収することになっています。延滞金は納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%の割合（平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）で計算した額の延滞金が徴収されます。

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合〔平成12年1月1日から平成26年12月31日までは前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）、平成26年1月1日以後の期間は各年の特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）〕で計算した額の延滞金が徴収されます。

（注）特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定のより告示された割合に年1%の割合を加算した割合。

また、督促状を発付した日から10日を経過した日までに納入されないときは、滞納処分を受けることになります。

特別徴収事務担当者へのお願い

退職される方に、次の事項を連絡してください。

- (1) 年税額のうち、退職した月の翌月以降の未徴収税額は、町から別途送付される納付書により納めていただくこととなります。（一括徴収の場合を除く。）
- (2) 町・県民税は、前年の所得に基づいて計算されます。したがって、退職して無収入になっても、前年の所得に応じて課税になることがあります。

2. 給与支払報告にかかわる給与所得者異動届出書について

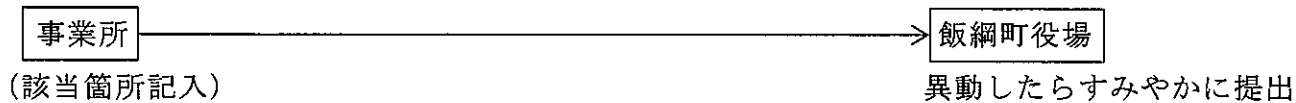
—— 異動があるときは非課税の人もすべて提出してください ——

◎退職・休職等

(1) 記入の方法

一括徴収の場合…………… }
 普通徴収の場合…………… }

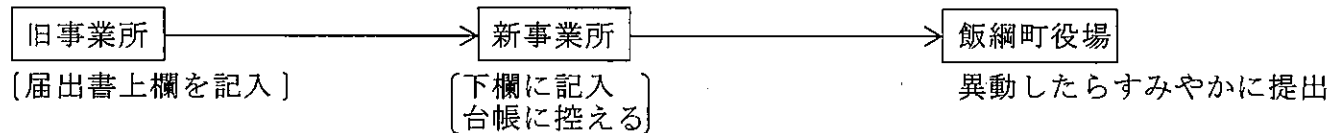
(2) 提出の方法



〔1月1日以降退職時までの給与支払額の欄には退職の年の1月1日から退職日までに支払った給与等の合計額（非課税限度内の交通費は除く。）を記入してください。控除社会保険料の欄には退職の年の1月1日から退職日までに給与等から控除した健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの掛金の合計額を記入してください。〕

◎転勤・転職（退職して引き続き他の事業所へ勤務する場合も、この方法によります。）

(1) 提出の方法



◎令和2年1月1日以後の異動者

- (1) 令和2年4月2日から12月31日までに他の市町村へ住所をかえた人（退職者）は課税されている市町村の他に転出先の市町村へ1月1日から退職時までの給与支払額と控除社会保険料を記入して提出してください。
- (2) 令和3年1月1日から4月1日までに退職した人で、かつ現在給与支払報告書を提出した市町村で課税されていない人は、現在課税されている市町村と令和元年度給与支払報告書を提出した市町村の両方へ異動届出書を提出してください。

3. 退職所得に対する町・県民税の事務取扱いについて

退職所得に対する個人の町・県民税は、退職手当の支払者が退職手当等の額に応じ税額を算出し、支払金額からその税額を差し引いて退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納入します。

1 納入期限

退職手当等を支払う際に差し引いた税額は、翌月の10日までに納入してください。

2 納入書及び納入申告書の記入について

特別徴収税額納入書の「退職分」に記入してください。裏面の納入書の所要事項も必ず記入してください。

3 退職所得控除額

退職所得控除額は次により計算してください。なお、勤続期間に一年未満の端数があるときには、その端数は一年に切り上げて勤続年数を計算します。

① 通常退職の場合

- ・勤続年数が20年以下の場合 $40 \text{万円} \times \text{勤続年数}$ （80万円未満の場合は80万円）
- ・勤続年数が20年を超える場合 $800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$

② 障害者となったことが直接起因して退職した場合

- ・①によって計算した金額 + 100万円

4 税 額

退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額を当該年度の「退職所得に係る市町村民税および都道府県民税の特別徴収税額表」にあてはめ、求めてください。該当者がおり、不明な点がある場合にはご連絡ください。

5 死亡により支払われる退職手当等に対しては相続税法の規定により、相続税の課税対象となりますので住民税は課税されませんから注意してください。

4. 納入手続き等について

1 納入書について

- (1) 飯綱町への納入に際しては別紙納入書をご使用ください。また納入金額が異なる場合は、納入通知書に記入してある注意に従って訂正し納入してください。
なお、納入書が不足しましたら納期限前に送付できるよう早めにご請求ください。
- (2) 退職手当等を支払わない月の払込みについては、納入書の給与分欄のみ記入してください。
- (3) 退職手当等を支払う月の払込みについては、納入書の給与分欄に町・県民税月割額を、退職所得分欄に退職手当等にかかる町・県民税の所得割額の合計を記入してください。

2 納入申告書について

- (1) 退職手当等の支払いがあった場合は、納入書の裏面に印刷してある納入申告書を必ず記入し、押印してください。
- (2) 退職手当等にかかる税額は、特別徴収義務者において計算記入してください。

(注) 退職所得分の納入先は納税者の退職した年の1月1日現在の居住地の市町村別にしてください。(給与分の納入先と異なる場合があります。)

3 納入場所

| | | | |
|----------|--------------|---------|--------|
| 指定金融機関 | ながの農業協同組合本支所 | (取りまとめ店 | 飯綱支所) |
| 指定代理金融機関 | 八十二銀行本支店 | (取りまとめ店 | 豊野支店) |
| | 長野信用金庫本支店 | (〃 | 飯綱支店) |
| 収納代理金融機関 | みずほ銀行本支店 | (取りまとめ店 | 長野支店) |
| | 三井住友銀行本支店 | (〃 | 長野支店) |
| | 長野県信用組合本支店 | (〃 | 本店営業部) |